

福島県政務活動費の交付に関する条例

〔平成13年3月27日〕
福島県条例第33号

改正 平成14年 7月12日条例第81号
平成19年12月25日条例第96号
平成20年 7月11日条例第65号
平成21年 3月24日条例第56号
平成23年 3月18日条例第53号
平成25年 2月26日条例第 1号
平成27年 3月24日条例第71号
平成28年 3月25日条例第58号
平成30年 3月23日条例第52号
令和 2年 3月24日条例第29号
令和 4年 3月25日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、福島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付の対象)

第2条 政務活動費は、福島県議会の会派（その所属議員が一人の場合を含む。）に対し交付する。

(政務活動費の額等)

- 第3条** 政務活動費の額は、月額35万円にその会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員の数による。
 - 3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。
 - 4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第4条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により会派結成届を議長（一般選挙

後の議長が選出されるまでの間にあつては、議会事務局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

- 2 会派を解散したときは、その代表者は、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第5条 議長は、政務活動費の交付の対象となる会派について、毎年度4月3日までに、知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務活動費の交付の決定を行い、その決定の内容を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の交付)

第7条 知事は、前条の交付の決定後、毎四半期の最初の月の10日(その日が福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌日)までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付するものとする。

- 2 知事は、一四半期の途中において、新たに会派が結成されたときは、会派結成届が提出された日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費を当該会派に対し、速やかに交付するものとする。

- 3 知事は、一四半期の途中において、会派の所属議員の数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分から調整する。

- 4 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、その消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県民の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書)

第9条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければ

ばならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該会派の代表者に当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

- 第12条** 第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、これを受領した議長において提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
 - 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、福島県議会情報公開条例（平成13年福島県条例第36号）第8条各号に規定する情報を除き、閲覧に供するものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。
- 3 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」と

あるのは、「30万円」とする。

7 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。

8 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間は、第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。

別表（第8条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第9条関係）

年 月 日

福島県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

政務活動費収支報告書

福島県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費に係る収入及び支出の報告をします。

記

1 収 入

政務活動費 _____円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 _____円

附 則（平成14年条例第81号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第96号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第65号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成20年9月1日）

附 則（平成21年条例第56号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第53号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に改正前の福島県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第4条の規定により提出された会派の届出とみなす。
- 4 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間は、新条例第3条第1項中「35万円」とあるのは、「30万円」とする。

附 則（平成27年条例第71号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第58号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第52号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第29号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第30号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。